

三井住友カード株式会社 利用規約

第 1 条（制度の概要）

この制度は、株式会社アクシス・ワン（以下「甲」という）が甲の顧客（以下「顧客」という）に対して有する債権を、甲が顧客の承諾を得て、三井住友カード株式会社以下「会社」という）に債権譲渡し、会社から代金相当額の支払を受け、顧客はコンビニ払込票による支払い、会社所定の口座への直接振込み又は顧客の金融機関口座からの口座振替の方法により会社へ代金を支払う制度（以下「本制度」という）です。

第 2 条（債権譲渡の承諾）

- (1) 顧客は、顧客と甲との間の売買契約等に基づく債権が、甲から会社へ包括的に譲渡されること、及び債権譲渡により本条以下の規約にあらかじめ承諾するものとします。これにより、債権譲渡の開始以降、毎月発生する売買代金等の債権（以下「各債権」という）は甲から会社へ債権譲渡されるものとします。なお、甲から会社へ譲渡される債権の範囲は、甲と顧客間の取引開始日から終了日までの期間に発生した各債権を指すものとします。ただし、この期間は、事由の如何に関わらず甲と会社間の包括債権譲渡に関する契約書が解除されたときは、その解除のときまでとします。
- (2) 各債権の明細については、毎月末日に締切り、翌月 15 日頃までに顧客の届出住所宛に送付し通知します。

第 3 条（債務の決済）

顧客は各債権を、届出した金融機関の口座から毎月 26 日（休日の場合は翌営業日）、又は請求書記載のお支払指定口座に毎月末日（休日の場合は翌営業日）までに一括して会社に支払うものとします。

第 4 条（遅延損害金）

顧客が各債権の支払いを怠ったときは、年 6.0%（1 年を 365 日とする日割計算）の遅延損害金を支払うものとします。

第 5 条（通知義務）

- (1) 顧客は、会社に届け出た住所を変更した場合は、遅滞なく書面をもって甲及び会社に通知します。
- (2) 顧客は、(1) の通知を怠った場合、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、会社が通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。ただし (1) の住所変更の通知を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第 6 条（甲への通知）

(1) 顧客は、顧客が次のいずれかに該当した場合、その該当した事実を会社が甲に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。

- ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合。
- ② 本規約のいずれかに違反した場合。
- ③ 本制度の利用代金等、会社に対する債務の履行を怠った場合。
- ④ 顧客の本制度の利用状況が適当でないと会社が判断した場合。

- ⑤ 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになった場合、又は一般の支払を停止した場合。
- ⑥ 差押え、仮差押え、仮処分（信用に関しないものは除く）の申立て又は滞納処分を受けた場合。
- ⑦ 破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算、会社更生手続開始その他倒産手続の申立てを受けた場合、又は自らこれらの申立てをした場合。

（２）顧客は、本規約に基づく債務の支払いを遅滞したときはその延滞の事実を、会社が甲に通知することを、あらかじめ承諾するものとします。

（３）顧客は、前項の遅滞した事実により、甲と顧客との売買契約等を解除することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第 7 条（合意管轄裁判所）

顧客は、各債権について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、顧客の住所地、購入地又は契約地もしくは会社の本店、各支店、各営業所又は各センターを管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管轄裁判所にすることに同意します。

第 8 条（報告及び調査）

（１）顧客は、財産、経営、状況について会社から請求があったときは、直ちに報告し、又は調査に必要な便宜を提供するものとします。

（２）顧客は、財産、経営、状況について重大な変化が生じたとき、又は生じる恐れがあるときは、会社から請求がなくても直ちに報告するものとします。

第 9 条（債権の再譲渡）

顧客は、会社が甲から譲渡を受けた顧客の各債権を、都合により、再度甲へ譲渡することがあることを認め、会社から甲への譲渡を承諾します。

第 10 条（規約の変更）

本規約の変更について会社に変更内容を通知した後に本制度を利用したときは、変更事項又は新利用規約を承認したものとみなします。

《お問い合わせ窓口》

三井住友カード株式会社

電話番号：06-7639-0952